

## 権利関係② 「相殺」



1. 相殺とは？
2. 相殺の要件(相殺適状)は？
3. 相殺が禁止されている場合は？
4. 相殺の方法・効果は？

## 1. 相殺とは

債権者と債務者が、相互に同種の債権・債務を有する場合に、その債権と債務を対当額において消滅させる制度をいう。

\* 相殺する債権～自働債権

\* 相殺される債権～受働債権

## 2. 相殺の要件(相殺適状)

双方の債務が、互いに相殺に適するようになった状態が相殺適状

## 2. 相殺の要件(相殺適状)続き

- ①双方の債権が同種の目的を有すること
- ②双方の債権が弁済期にあること
- ③債権が有効に存在し、対立していること
- ④性質上相殺を許す債権であること

## 3. 相殺が禁止される場合

- ①相殺適状であっても、相殺禁止の特約があり、そのことにつき第三者が悪意又は重過失がある場合
- ②自己が不法行為の加害者である場合
  - \* 被害者からの相殺は可能

### 3. 相殺が禁止される場合 続き

- ③ 自働債権が受働債権の差押え後に取得された債権である場合

### 4. 相殺の方法・効果

- ① 相殺は、相手に対する**一方的な意思表示**によって行われる
- ② 双方の債権が、**相殺適状**になったときにさかのぼって効力を有する
- ③ 相殺の意思表示には、**条件又は期限を付けることができない**